

判決年月日	平成 2 3 年 1 0 月 2 0 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）第10048号		
○「画像印刷装置および方法構成」という名称の発明（補正発明）について，審決が認定した補正発明と引用発明との一致点及び相違点の認定に誤りがあり，その結果，本来の相違点に係る容易想到性の判断を欠いている以上，この相違点の認定の誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるとして，審決を取り消した事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項，平成 1 8 年法律第 5 5 号による改正前の特許法 1 7 条の 2 第 5 項が準用する同法 1 2 6 条 5 項

1 原告は，「画像印刷装置および方法」という名称の発明について特許出願したが，拒絶査定を受けたので，これを不服として審判請求をするとともに，出願に係る発明について補正を行った。しかし，本件審決は，本件補正発明は引用発明及び周知技術に基づいて容易に発明することができたものであるとして，本件補正発明の進歩性を否定し，本件補正を却下した。

2 本件審決は，本件補正発明と引用発明との一致点及び相違点の認定の前提として，引用発明における操作パネルの明るさ調整が編集処理に含まれるものであると判断していたところ，本判決は，上記明るさ調整は本件補正発明の撮影処理に相当する一連の処理に含まれるものであると認定し，本件審決による本件補正発明と引用発明の一致点及び相違点の認定には誤りがあり，その結果，本来の相違点に係る容易想到性の判断を欠いているのであるから，この相違点の認定の誤りは，本件補正発明は引用発明及び周知技術に基づいて容易に発明することができるとし，本件補正を却下した本件審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるとして，本件審決を取り消した。